

2017 年度（平成 29 年度）金沢大学人間社会学域 法学類 編入学試験問題

出題趣旨・講評・解答例

（2016 年 9 月 6 日 9 時 30 分～11 時 30 分実施）

問 1 次の文章を読んだうえで、以下の設問(1)及び(2)に解答しなさい。

【引用文省略】

（中村秀一「少年事件報道と成長発達権」子どもの人権と少年法に関する特別委員会/子どもの権利に関する委員会編『少年事件報道と子どもの成長発達権 少年の実名・推知報道を考える』（現代人文社 2002）48 頁）

※参考法令については以下を参照

設問(1) 上記文章は、何を問題としているかわかりやすく説明しなさい。

設問(2) 少年法 61 条が定められている理由を考えたうえで、少年犯罪における実名報道の是非について自らの意見を述べなさい。

問(1)、設問(2)合わせて解答用紙 2 枚以内に収めること

【参考法令】

—少年法—

第 1 条

この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。

第 22 条 2 項

審判は、これを公開しない。

第 61 条

家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であること

を推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。

—憲法—

第 21 条 1 項

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

第 13 条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 26 条 1 項

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

< 出題趣旨・解答例・講評 >

(1) 配点 50 点

【出題趣旨】

専門的な課題文を正確に読解する能力があるかを問う。

【解答例】

上記文章は、少年法 61 条に規定される犯罪少年の推知報道の禁止規定と憲法 21 条における知る権利(表現および報道の自由)に関する規定との対立関係について述べたものである。具体的には、少年法 61 条は、少年により行われた犯罪に関し、当該少年を推知させる事項を公開してはならない旨定めている。他方で、憲法 21 条は、犯罪報道を含め、表現の自由および報道の自由を認めており、少年犯罪といえども、当該少年に関する事項を報道するか否かは、原則的には知る権利に基づき認めていると解される余地がある。

しかしながら、憲法 21 条の表現の自由についても、あらゆる報道の自由を認めているわけではなく、対立する他の人権との関係においてその制限が許容されうる。少年法 61 条との関係では、少年のプライバシー権が憲法 21 条の保障する知る権利の制約として正当化されうるのかについて議論があることを上記論文は指摘している。

【講評】

少年の実名報道を制限する少年法 61 条は、少年法 1 条に規定される「健全育成」の理念、

すなわち、少年の成長発達権に由来することが指摘できているか。加えて、このような報道の制限は、憲法 21 条の国民の知る権利と抵触するの否かにつき、言及できているのかを問うた。前者については、成長発達権まで指摘できているものは少なく、憲法 21 条との比較については、さらに不十分な答案が散見された。

(2) 配点 50 点

【出題趣旨】

自身の見解を、先の文献を参照しながら、説得的に記述できるか。

【解答例】

少年法 61 条が定められている理由については、大きく 3 つ指摘されている。第 1 に、少年のプライバシー権を保護する目的である。少年といえども、成人と同様のプライバシーの権利が保障されるべきである。仮に、犯罪者個人が特定される報道がなされるならば、被報道者に対して社会的烙印付けがされ、社会的に弱い立場に置かれることになる。第 2 に、少年の社会復帰が阻害されることを防ぐ目的が挙げられる。少年法第 1 条は、少年の健全な育成を掲げている。しかしながら、プライバシー権についても指摘した通り、少年個人が特定される情報が報道されてしまえば、当該少年に社会的烙印が押され、社会復帰が阻害されてしまうことが危惧される。第三に、少年の健全育成を達するという目的がある。少年法 1 条は、犯罪を行った少年についても、健全に育成する権利を認めている。少年が健全に育成するためにも、少年に対する社会的烙印付けを回避することが必要となる。

さらに、昨今では、憲法 13 条および同法 26 条を基礎とし、少年の成長発達権が認められている。少年特有の権利として、成長発達する権利を保障するためにも、社会が少年を受け入れる体制づくりが必要である。少年の円滑な社会復帰を可能とし順調な成長発達を保障する意味でも、推知報道の禁止が認められるべきであるとの指摘もある。

これらの指摘を踏まえたうえで、自己の見解が述べられているか。

【講評】

少年法 61 条の定められている理由につき、網羅的に記述できている解答は少なかった。自身の見解についても、しっかりと述べようとする傾向はみて取れたが、出題文章に依拠しながら述べることができているものは少なかった。

問2 次の文章を読んだうえで、以下の設問(1)及び(2)に解答しなさい。

行政法における法治主義とは、行政活動は公務員の恣意によってではなく、法律に従って行われなければならないという一種の規範的要請であり、この法治主義という考え方は、日本においても、明治憲法下において「法律による行政」の原理というドイツ行政法の理論の影響の下で形成され、以後今日に至るまで、行政法上の原則として存続している。

そして、この「法律による行政の原理」の一類型として、行政が国民の自由と財産に対する侵害行為を行うためには、必ず当該行為を行うことを認める法律上の根拠がなければならないとする、いわゆる「侵害留保の原則」が存在する。

しかし、この「侵害留保の原則」を、実際の行政活動において完全に適用することは容易ではない。例えば、漁港法上U町の管理下にある甲川に、ヨットクラブAが、漁港法上の許可を受けないまま(漁港法39条1項)、ヨットの係留索として、鉄杭(以下、本件鉄杭という)およそ100本を、約750メートルにわたり違法に打ち込んでいたとする。そして本件鉄杭は、船舶の運航上重大な危険であり、そのため早急に撤去する必要があるといえる。

ところで、本件に係る諸々の法律の仕組みを見ると、U町が、漁港法上の漁港管理規程を定めてさえいれば(漁港法26条)、U町は同規程に基づいて本件鉄杭の撤去命令を発出し(漁港法34条及び漁港法施行令20条1項3号)、それでもなおAが鉄杭を自主的に撤去しない場合、U町は行政代執行法2条に基づいて、本件鉄杭を強制撤去できるようになっていた。

しかし実際には、事件当時、U町は漁港管理規程を定めていなかった。そのため、U町はそもそも撤去命令を発出する権限を有しておらず、また、命令(撤去命令)が有効であることを前提に、その命令を国民(A)が履行しない場合に初めて行うことができる行政代執行(強制撤去)も、要件を満たしていない以上行えないということになる(逆に、こうした状況において、U町が本件鉄杭の強制撤去を行う場合、Aの財産に対する侵害行為を法令上の根拠なく行うこととなり、侵害留保の原則に違反する行為であると考えられることができる。)

\* 参考法令については次ページを参照

設問(1) 行政法において法治主義の原則が採られているのはなぜか。近代国家において、法治主義が必要とされるに至った歴史的背景、及び法治主義の意義について言及しながら答えなさい。

設問 (2) 文章中のU町の事例のように、ある国民 (A) が行った行為 (鉄杭の打ち込み) が、他の国民の生命・身体という重要な法益を侵害するものであり、かつ明らかに法令違反に該当するような場合にまで、法治主義、とりわけ「侵害留保の原則」を厳格に適用することは妥当だろうか。自己の見解を、理由を明らかにしつつ述べなさい。

\* 設問 (1)、設問 (2) 合わせて解答用紙 2 枚以内に収めること

<出題趣旨・講評>

設問 (1)

【出題趣旨】

課題文を正確に読解したうえで、法学上の重要な概念について、その意義・内容を的確に論述しうるか否かに関する能力を問うものである。

【講評】

多くの答案が本問に及第する解答をなしえていた。なお、課題文の関係箇所をそのまま解答として記述するのではなく、それを咀嚼し、また史学や現代社会における国家ないし行政の在り方についても検討を加え、自らの語彙・表現力にて論述した解答はより高評価となった。

設問 (2)

【出題趣旨】

課題文のような限界事例において、法治主義に例外を認めることの妥当性について考察し、一定の結論を導出しえるか否かという、知識の総合化並びに論理的思考能力を問うものである。

【講評】

解答には、法治主義については原則として例外を認めるべきではないと考えるものの、交通の障害の発生を理由に、本件に関しては例外的に法治主義を適用しなくともよいとするもの、法治主義に例外を認めることによる行政の私人への違法・不当な介入が正当化されることの危険性などを理由に例外を一切認めないとする見解の双方があった。いずれの考え方の成り立つ以上、見解の相違で点数が変化することはないが、自説に対する反論を想定し、その反論に再反論しているものはより高評価となった。

---

【面接】（13時から15時まで）

受験生自身が関心を有している最近の法的・政治的な社会問題を挙げてもらい、それについて質疑応答をすることで、当該問題の正確な内容を理解しているか、自分の意見を論理的に主張できるか、相手の質問に的確に答えることができるか、といった点を確認するとともに、場合によっては志望理由書の内容についても質問を行った。